

# 戸籍届出における本人確認について

近年、本人の意思に基づかない虚偽の届出が多く発生しており、これを未然に防ぐため、平成20年5月1日から戸籍届出の際は本人確認が義務づけられています。

## 1. 対象となる戸籍の届出

婚姻届、協議離婚届、養子縁組届、協議離縁届、認知届が対象となります。

(ただし、家庭裁判所の許可、調停、審判等を受けたものは除きます。)

なお、上記届出についての不受理申出も本人確認が義務づけられています。

## 2. 確認の方法

A書類	マイナンバーカード、運転免許証、住民基本台帳カード（写真付き）、旅券（パスポート）、在留カード、障害者手帳、国・地方公共団体の機関が発行した写真付き身分証明書 など
B書類	健康保険証、介護保険証、年金手帳、年金証書、医療受給者証、住民基本台帳カード（写真なし） など
C書類	学生証（写真付き）、社員証（写真付き） など

- A書類から1点
- B書類から2点
- B書類から1点 + C書類から1点

上記のいずれかの組み合わせで提示が必要です。ただし、上記の書類等は原本かつ有効期限内のものに限ります。

## 3. 本人確認ができない場合

上記2の証明書の提示がなかった場合は、届出の受理後、届出の当事者に対して通知書を送送します。ただし、不受理申出は本人確認ができなければ受理できません。